

○財務省告示第十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（令和四年財務省告示第八十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年一月二十七日

財務大臣 鈴木 俊一

第一条第三号の次に次の一号を加える。

四 独立行政法人酒類総合研究所施設整備費補助金